

関連事件：原告・清浄心院 被告・山岸芳子 外1名 平成18年(ワ)第99号  
民事部ロ-2係



訴 状

平成20年 7月 9日

和歌山地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 谷 口

昇



建物退去等請求事件

(当事者の表示)

当事者目録記載のとおり

(請求の趣旨・請求の原因)

後記のとおり

## 当事者目録

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町大字高野山559番地

原 告 宗教法人 智 莊 巖 院

代表者代表役員 久 利 康 彰

〒640-8157

和歌山市八番丁9番地 県信ビル7階

谷口昇二法律事務所(送達場所)

TEL 073(431)6160

FAX 073(428)1660

原告訴訟代理人

弁護士 谷 口 昇 二

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地

清淨心院内

山岸 隆信こと

被 告 山 岸 武 志

( 請 求 の 趣 旨 )

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物より退去して、これを明け渡せ
  - 2 被告は、原告の承諾なく、別紙物件目録記載の建物に立ち入ってはならない
  - 3 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決ならびに第1項につき仮執行宣言を求める。

( 請 求 の 原 因 )

- 1 原告は、宗教法人高野山真言宗を包括団体とするところ、原告は、不動明王を本尊とし弘法大師を宗祖として尊信し、祖廟中心の宗是に基き両壇に奉仕し、古来の伝統により所縁の信者を参籠せしめ、高野山真言宗の教義を広め儀式行事を行い、信者並に徒弟を教化育成し、祖山の護持祖風宣揚密教興隆衆生済度の聖業に精進し、その他の目的を達成するための業務及びその他の事業を行うことを目的とする宗教法人である。
- 2 被告は、原告所有の別紙物件目録記載の建物を、なんらの権限なく占有し、且つ、これに立ち入ろうとしている。
- 3 よって、原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の建物の所有権に基づき、請求の趣旨記載の判決を求めるため、この訴に及んだ。

## 附 屬 書 類

1 甲 第 1 号 証 (法 人 登 記 簿 謄 本)

1 甲 第 2 号 証 (別紙物件目録記載の建物にかかる登記簿謄本)

1 甲 第 3 号 証 (別紙物件目録記載建物所在の土地登記簿謄本)

1 固 定 資 產 評 価 証 明 書

1 訴 訟 代 理 委 任 状

以上各 1 通

別 紙

物 件 目 錄

所 在 伊都郡高野町大字高野山字蓮花谷 559番地

家屋番号 559番

種 類 居 宅

構 造 木造銅板葺 2階建

床 面 積 1階 125.37m<sup>2</sup>

2階 92.17m<sup>2</sup>